

さ情審査答申第259号
令和6年1月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和5年6月23日付けで貴職から受けた、「さいたま市情報公開・個人情報保護審査会、特定答申書中、調査審議の経過表中、特定日、実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープの、開示提供願います。」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年2月14日付け総総行透第2960号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、特定答申書中、特定日の実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープの開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 請求者は実施機関の意見聴取、特定日に審査会は調査審議を行っている、音声録音テープの開示求めたが、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項により不開示、又同条例第10条1項に審査請求人等は、審査会に対し審査会に提出した資料の閲覧、（電磁的記録にあっては、）・・・表示した物の閲覧又は写しの交付（以下「資料閲覧等」という。）を求めることができる。請求者は後日に再トラブル防止のため証明できるものの開示請求するものである。

(2) 弁明書記載事実の認否

- ア 実施機関は水路巾はないと引継書の開示 2 回本には表はない確認済だが。
- イ 県立文書館が一般閲覧、開示本には水路巾設計図、その他書面多くあり水路巾あり。
- ウ 当審査会が特定日、実施機関の意見陳述聴取録音、音声テープが有益証明の証。

(3) 審査請求人の反論

- ア 請求者が、考える最大の実施機関の証明の証と思っている。
- イ 請求者は当該審査会で特定日、実施機関の意見聴取及び審議の録音テープあり。
- ウ 審査庁においても質問したが返答なし、水路巾なし、物も提供なし、ないの返答なし。
- エ 請求者は行政の提供図面に水路あり三角スケルに測定、又別図長サの寸法あり計算証明書の提出済み。
- オ 請求人は行政より境界杭 7 1 6 を道路側に出てる苦情あり市の要求により申請立会問題なし確定済み。
- カ 今回調査により道路図の提供物市道 F - 3 6 3 号、F - 4 1 5 号境界確定図又寸法元置に戻している。
- キ 道路図面の水路巾、道路巾、小水路巾の寸法開示求たが不開示決定より請求提出行った。
- ク 審査会の答申水路巾なし妥当、請求人は確定している物を否定され、ふんがいであり、開示を求めた。
- ケ 道路、用水路、小水路の寸法道路、水路施工時の図面、その他書面の正本（引継書）は県立文書館にてネット、一般閲覧開示を行っている本は。昭和 4 2 年土地改良課 8 8 4 類名浦和南部・出羽土地改良区 1 9 6 7 6 号。昭和 4 8 年土地改良課 3 2 6 類名浦和南部土地改良区の認可 2 7 2 3 8 号、2 冊あり。
- コ 請求者は本の開示、閲覧の提供はできない、審査庁、審査会の各員の県立文書館へ閲覧開示へ、行けば問題は解決、水路、道路、小水路寸法物他、さいたま市の土地改良本にない物多く閲覧、開示又写真も、写しの提供もあります、是非一度閲覧願ます。
- サ 開示可能となり解決します。請求者も 1 件落着です。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和5年2月2日付けで審査請求人より「審査会、特定答申書中、調査審議の経過表中、特定日、実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープ」について、行政情報開示請求書が提出された。

実施機関では、当該審査会で特定日に行われた実施機関からの意見聴取及び審議の音声データを特定したが、当該記録は、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第6条第3項「審査会の審査の手続は、公開しない」に該当するもので、条例第7条第1号を理由として不開示とした。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「審査会条例第10条1項に審査請求人等は審査会に対し、審査会に提出した資料の閲覧（電磁的記録にあつては）・・・表示した物の閲覧又は写しの交付（以下「資料閲覧等」という。）を求めることができる。請求者は後日に再トラブル防止のため証明できるものの開示請求するものである」と主張している。

(1) 当該審査会は、不開示決定等に対して出された審査請求について、条例第19条及びさいたま市個人情報保護条例第30条に基づき審査するために第三者的な救済機関として設置されたものである。公正で市民から十分に信頼を得るよう、客観的な判断を確保するために不開示決定等の妥当性について中立的立場から調査審議等を行い、その結果を実施機関に答申している。その手段としては、インカメラ審理も採用されており、その審議の内容を公開すると不開示情報等が公になるおそれがある。審査会条例第6条第3項で「審査の手続を公開しない」としているのは、このような審査会の性質のためである。

審査会において、複数の審査会委員が議論し、適切な結論に導くためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。調査審議内容が開示されることになれば、審査会の審議の過程においてどのような議論や検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見、見解も明らかとなることで、個々の委員に働きかけが行われたり、誤解等を回避するために委員の自由な質疑や発言等が差し控えられるおそれが生じ、審査会としての意思決定の中立性が不当に損なわれることにもなりかねない。

上記のとおり、審査会の審議に関する音声記録は不開示とすべき情報であり、審査会条例第6条第3項の規定により開示することができないとされているため、条例第7条第1号により不開示としたものであり、これら審査請求人の主張を実施機関として到底認めることはできない。

(2) また、審査請求人は、審査会条例第10条第1項の規定を用いて開示の

妥当性を主張しているが、本条項は、審査請求人、実施機関や参加人、補佐人などから審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる」と規定しているものであり、本件とは無関係である。

- (3) なお、審査請求人が口頭意見陳述を行う前に実施機関が提示している注意文書「さいたま市情報公開・個人情報保護審査会における口頭意見陳述について」には、「本審査会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項の規定により非公開となりますので、審査会の審査に係る情報は公開できません。」と記述している。さらに、審査請求人が本件に係る行政情報開示請求を行う際に記録は存在するが、審査会条例第6条第3項に該当する内容となるため、審査会条例及び条例の適用により不開示となる旨を実施機関が説明したところ、不開示決定になるのは承知しているが、不開示になること自体に納得できないので行政情報開示請求を行い、審査請求を行うとして本件が出されたものである。

また、審査請求人が出席した部分の審査会における口頭意見陳述の音声データについては、別途個人情報開示請求があった際に本人が当然知っている情報であるとして開示済みである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和5年2月2日に開示請求を行った「さいたま市情報公開・個人情報保護審査会、特定答申書中、調査審議の経過表中、特定日、実施機関からの意見聴取及び審議、記録音声記録テープの、開示提供願います。」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、審査会条例第6条第3項により審査の手続は公開しないと規定されており、本件対象行政情報は公にすることができないとされている情報であるため条例第7条第1号により不開示決定を行ったところ、審査請求人は、本件開示請求の対象である審査請求の手続において、審査請求人は図面による証拠を提出したが、実施機関は弁明書、口頭意見聴取のみで証拠の提出がなかった、後日に再トラブル防止のため証明できるものの開示請求をするものであるとして本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 審査会は、審査会条例第1条の規定に基づき設置され、不開示決定等に対する審査請求等に関し、実施機関からの諮問に応じて、中立な第三者的立場から調査審議を行い、公正かつ客観的な意見を述べる役割を担っている。審査会の調査審議の過程においては、開示請求の対象となった行政文書を直接見分し、実施機関及び不服申立人の双方から意見を聴

取するなどしており、その審議の内容を公開することにより、不開示情報等が公になるおそれがあることから、審査会条例第6条第3項において、審査会における審査の手続を非公開と規定している。

本件で特定された実施機関からの意見聴取及び審議の音声データは、審査会における審査の過程を記録したものであり、審査会条例第6条第3項で非公開とされている審査の手続に該当し、もって、条例第7条第1号の不開示情報であることは明らかである。

- (2) なお、審査請求人は、審査会条例第10条第1項を、開示が妥当であるとする根拠として指摘する。同条項は、審査請求人、実施機関や参加人、補佐人などから審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができると規定しているものであり、審査の手続の公開を求めた本件審査請求に適用されるものではない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 6月23日	諮問の受理（諮問第589号）
②	令和 5年11月16日	審議
③	令和 6年 1月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)